

令和2年4月30日

都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之
常務理事 宮崎亮一郎

電話などでのオンライン診療が認められました

惜春の候、先生方にはCOVID（コビット）-19の対応に追われておるところと存じます。既に、先生方にはご存知かと存じますが、厚生労働省は4月13日から、時限的・特例的な措置として、初診でのオンライン診療をスタートさせました。

その詳細に関しましては、医会ホームページ（会員専用）へ掲載しましたのでご活用くださいますよう、貴会会員各位へご連絡下さいますようお願いいたします。

経 過

新型コロナウイルスへのオンライン診療は、安倍首相が経済財政諮問会議で活用の有用性に言及し、これを受けて議論した規制改革推進会議が、初診のオンライン診療解禁を求める意見書を取りまとめ、4月7日に閣議決定され「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の中に、「新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によって活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する」としました。

4月10日の中医協総会で、「電話等を用いた初診料」を214点とすること等を決定し、厚生労働省は4月13日から、時限的・特例的な措置として、初診でのオンライン診療をスタートさせました。

概 要

1. 電話等による初診料 214 点を算定可。
再診料は 73 点、処方料は 42 点、処方箋料は 68 点
創設されたオンラインでの診療は 214 点で、対面での初診料（288 点）より低い点数設計となる。また、管理料（147 点）の算定も可能。また、医療機関から FAX など送付された処方箋情報に基づき、薬局で調剤を行い、電話等で服薬指導を行った場合にも調剤技術料、薬剤料、特定保険医療材料料及び薬剤服用歴管理指導料などが算定できる。
2. オンライン診療については疾患などでの縛りはなく、「診断や処方が医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲」であれば診断や処方が可能。ただし、麻薬や向精神薬、抗悪性腫瘍薬や免疫疾患抑制薬などの処方できない。また、基礎疾患確認できない場合は処方上限 7 日、処方箋の備考欄に基礎疾患を把握していないことを明記する。
3. 医師が診療を不要と判断した場合は「健康相談」、対面診療が必要と医師が判断した場合は「受診勧奨」として切り分け、電話等を用いた初診としての 214 点は算定できない。
ただ、無症状や軽症患者のフォローアップに活用する場合は、算定が可能となる。
4. 患者のなりすましの防止や虚偽申告を防ぐ観点から、被保険者証をオンラインや FAX、写真の電子データをメールで送付するなどして受給資格の確認を行うことを求める。
5. 医療機関は本診療への参加を都道府県へ意思表示すること、また参加に際しては、行った内容を保険請求以外に都道府県へ報告書を提出する必要がある。

【通知等一覧】

- 資料 1 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 11）
（令和 2 年 4 月 14 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- 資料 2 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 14）
（令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- 資料 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて
（令和 2 年 4 月 10 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）